

(証券コード：5955)

2020年6月4日

株 主 各 位

京都市山科区東野狐藪町16番地

**株式会社ヤマシナ**

代表取締役社長 堀 直 樹

## 第145期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第145期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、日本政府による緊急事態宣言など、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月19日（金曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2020年6月22日（月曜日）午前11時
2. 場 所 京都市山科区榎辻西浦町1の8  
京都市東部文化会館1階「創造活動室」

◎当日のお土産はご用意いたしておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

### 3. 目的事項

- 報告事項 1. 第145期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第145期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 退任監査等委員である取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.kk-yamashina.co.jp>)に掲載させていただきます。
- ◎ 株主総会決議通知の発送はせず、本総会の結果は上記当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。

#### 【株主様へのお願い】

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。また、株主総会の運営に変更が生じた場合は以下の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。  
(<http://www.kk-yamashina.co.jp>)に掲載させていただきます。
- ・感染予防および拡散防止のため、株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・ご会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。  
(ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。)
- ・今年度よりお土産の配付を取り止めさせていただきます。また、弊社商品の展示およびご説明も中止いたします。
- ・今後の感染拡大の状況次第では、株主の皆様を第一に考え、やむを得ず議事進行に変更が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が見られるものの、相次ぐ自然災害や消費増税後の消費動向などが景気の下振れリスクとして懸念されております。さらに、米中の通商問題の動向が世界経済に与える影響や、新型コロナウイルス感染拡大等もあり、極めて不確実性の高い状況が続いております。

当社グループの主要取引先である自動車業界においては、自動車の海外生産化やグローバル調達を強化しており、国内市場の先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況のもと当社グループにおいてはグローバル体制の推進及び品質力、業務対応力、生産技術力の向上を図り、社会が望む魅力的な製品開発・提案を続けると共に、第1四半期連結会計年度から株式会社山添製作所を子会社化することで、営業力及び開発力の拡充を図っております。

その結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高9,526百万円（前連結会計年度比2.1%増）、営業利益385百万円（前連結会計年度比18.6%減）、経常利益402百万円（前連結会計年度比19.5%減）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、345百万円（前連結会計年度比4.6%減）となりました。

なお、株式会社山添製作所の企業結合日は2019年6月30日となっており、負ののれん発生益として特別利益に91百万円計上しており、株式会社LADVIKにおいて、工場を新設したことによる移転費用として特別損失に16百万円計上しております。

事業部門別の状況は、以下のとおりであります。

(金属製品事業)

金属製品事業におきましては、販売が伸び悩み売上が減少方向で推移しております。また、国内会社においては人員増加による販売管理費の増加及び株式会社山添製作所を取得したことによるM&A費用を支出した要因等もあり、売上高は7,153百万円（前連結会計年度比0.3%減）、営業利益は405百万円（前連結会計年度比21.5%減）となりました。

(電線・ケーブル事業)

電線・ケーブル事業におきましては、経費削減に努めておりますが、近年受注の低迷により厳しい状況が続いております。

その結果、売上高は1,197百万円（前連結会計年度比14.6%減）、営業損失は0百万円（前連結会計年度は営業利益34百万円）となりました。

(不動産事業)

保有不動産におきましては、安定した稼働率の確保に努めており、2019年2月に保有不動産を1物件購入したことにより、売上高は265百万円（前連結会計年度比29.8%増）、営業利益は148百万円（前連結会計年度比25.1%増）となりました。

(その他の事業)

その他の事業におきましては、主として化成品事業及び売電事業から構成されております。化成品事業は、発泡・強化プラスチック製品の販売を行っております。売電事業につきましては、ソーラーパネルの設置を保有不動産の有効活用目的に限定することで事業リスクの低減を図っております。

その結果、売上高は909百万円（前連結会計年度比65.5%増）、営業利益は53百万円（前連結会計年度比368.7%増）となりました。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は364百万円であり、内訳は有形固定資産352百万円、無形固定資産11百万円であります。

これらに要する資金は、主に自己資金および借入金をもって充当いたしました。

## (3) 資金調達の状況

当社は、強固な収益体質の構築を目指し、中長期計画に基づいて積極的な設備投資を行っており、適正な内部留保を維持するため、これらの設備投資については、自己資金の充当に加え借入による資金調達も行っております。当連結会計年度末において、当社では50百万円を取引銀行より借入れております。また、連結子会社の三陽工業株式会社では221百万円、株式会社L A D V I Kでは550百万円、株式会社山添製作所では200百万円、三陽工業有限公司では7百万円をそれぞれ取引銀行より借入れております。

## (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、主要取引先である自動車業界においては、自動車各社は海外生産を引き続き強化しており、国内の自動車生産の先行きは不透明な状況にあり、当社グループを取り巻く経営環境は厳しさを増しております。

このような環境のもと、当社グループは新製品開発と原価低減活動の継続により、経営基盤の確保に努め、競争力を養うことで、安定的な収益体質の構築に努めてまいります。

コーポレート・ガバナンス体制におきましては、経営の透明性・健全性を確保し、内部統制システムの充実と従業員への教育研修により、株主の皆様への期待に応え得る体制の構築に取り組んでまいります。

これら企業価値の向上に向けた取り組みに対しまして、当社グループとしましては、あらゆる面で全力を尽くしてまいりますので、株主の皆様におかれましては、倍旧のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第142期 2017年3月期	第143期 2018年3月期	第144期 2019年3月期	第145期 (当連結会計年度) 2020年3月期
売 上 高 (百万円)	8,427	8,896	9,329	9,526
経 常 利 益 (百万円)	458	526	500	402
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	441	580	361	345
1株当たり当期純利益	3円17銭	4円17銭	2円60銭	2円50銭
総 資 産 (百万円)	14,155	15,133	14,865	15,657
純 資 産 (百万円)	9,820	10,626	10,757	10,957

(注) 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を第144期の期首から適用しており、第143期に係る企業集団の財産および損益の状況の推移についても、当該会計基準等を遡って適用しております。

### ② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第142期 2017年3月期	第143期 2018年3月期	第144期 2019年3月期	第145期 (当事業年度) 2020年3月期
売 上 高 (百万円)	3,535	3,501	3,434	3,277
経 常 利 益 (百万円)	313	270	253	185
当期純利益 (百万円)	352	442	242	110
1株当たり当期純利益	2円54銭	3円18銭	1円74銭	0円80銭
総 資 産 (百万円)	10,861	11,244	11,258	11,219
純 資 産 (百万円)	9,117	9,418	9,400	9,322

## (6) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業部門	事業内容
金 属 製 品 事 業	銅、真鍮、アルミニウム、鉄、その他の金属および合金ならびに樹脂の精密螺子、各種螺旋鈺、釘、鈺、ボルト、ナット、線および部品ならびに精密ばね部品および関連品の製造、販売
電 線 ・ ケーブル 事 業	電線・通信機用ケーブルの製造、販売
不 動 産 事 業	不動産の売買、賃貸借および管理
そ の 他 の 事 業	化成品事業および売電事業等

(7) 主要な営業所および工場（2020年3月31日現在）

会 社 名		所 在 地
当 社	本 社 ・ 工 場	京都市山科区
	東 京 営 業 所	埼玉県川越市
	中 部 営 業 所	愛知県安城市
	広 島 オ フ ィ ス	広島県広島市
	九 州 営 業 所	熊本県山鹿市
三 陽 工 業 (株)	新潟県小千谷市	
(株) L A D V I K	長野県諏訪市	
三 陽 電 線 加 工 (株)	新潟県小千谷市	
(株) 山 添 製 作 所	埼玉県川口市	

(8) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団の従業員

従業員数	前連結会計年度末比 増減
451名(180名)	26名増

(注) 1. 従業員は就業人員であり、契約社員および臨時従業員は( )内に外数で記載しております。  
2. 前事業年度末に比べ「従業員数」が大幅に増加しておりますが、その主な理由は、当事業年度より、(株)山添製作所が連結子会社になったことによるものであります。

② 当社の従業員

従業員数	前事業年度末比 増減	平均年齢	平均勤続年数
99名(54名)	1名減	44.86歳	19.08年

(注) 従業員は就業人員であり、契約社員および臨時従業員は( )内に外数で記載しております。

(9) 重要な親会社および子会社の状況（2020年3月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	千円	%	
三陽工業(株)	100,000	100.00	電線・ケーブル事業
(株)LADVIK	301,000	80.00	金属製品事業
三陽電線加工(株)	10,000	100.00 (100.00)	電線・ケーブル事業
(株)山添製作所	10,000	100.00 (100.00)	金属製品事業
LADVIK (THAILAND) Co., LTD	千タイバーツ 35,000	100.00 (100.00)	金属製品事業
YAMASHINA BANGKOK FASTENING Co., LTD	千タイバーツ 23,000	84.00	金属製品事業
三陽工業有限公司	千香港ドル 500	100.00 (100.00)	電線・ケーブル事業

(注) 三陽電線加工(株)、三陽工業有限公司およびLADVIK (THAILAND) Co., LTDの議決権比率のカッコ内数値は、間接所有割合(内数)であります。

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④ 重要な企業結合等の状況

V Tホールディングス(株)は、当社の議決権の34.33%を保有する会社であり、当社は同社の持分法適用関連会社となっております。

⑤ 技術提携の状況

当社は、東莞怡寶三協五金配件有限公司と技術提携契約を締結しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
	千円
(株)三井住友銀行	400,000
(株)埼玉りそな銀行	200,740
(株)滋賀銀行	177,035

## 2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 240,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 137,800,342株(自己株式5,811,423株を除く。)  
 (3) 株主数 15,443名(前期末比 1,419名減)  
 (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
V T ホールディングス株式会社	47,300,400株	34.33%
久保和喜	7,100,000	5.15
株式会社前島電気工業社	3,800,000	2.76
有限会社久和インベストメント	2,550,000	1.85
有限会社和久インベストメント	2,200,000	1.60
渡辺昌子	1,701,200	1.23
広布文夫	1,582,000	1.15
S M B C 日興証券株式会社	1,575,500	1.14
山本雅史	1,470,000	1.07
株式会社 A . I . S 建築設計	1,181,000	0.86

(注) 当社は自己株式5,811,423株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。  
 また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況  
 該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況  
 該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
 該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	堀 直 樹	
取 締 役	古 川 泰 司	マーケティング本部長
取 締 役	木 村 隆 宣	管理本部長
取 締 役	平 本 幸 弘	生産本部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	堀 内 美 喜 雄	
取 締 役 (監査等委員)	伊 藤 誠 英	V Tホールディングス㈱専務取締役経営戦略本部長 ㈱エムジーホーム取締役 ㈱トラスト取締役 ㈱ハウスフリーダム監査役 ㈱MIRAIZ代表取締役社長 ㈱アーキッシュギャラリー代表取締役社長 エスシーアイ㈱代表取締役社長 J-net レンタリース㈱代表取締役会長
取 締 役 (監査等委員)	山 内 一 郎	V Tホールディングス㈱常務取締役管理部長 ㈱エムジーホーム取締役

- (注) 1. 取締役伊藤誠英および山内一郎の両氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、堀内美喜雄氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 当社は、伊藤誠英および山内一郎の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員山内一郎は、長年経理業務に従事していた経験があり、財務および会計に関する相当の知見を有しております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である取締役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

### (3) 取締役の報酬等の額

取締役（監査等委員を除く） 4名 38,330千円（うち社外一名 一千円）  
 取締役（監査等委員） 3名 9,820千円（うち社外2名 4,200千円）

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年6月26日開催の第142期定時株主総会において年額98,400千円以内と決議いただいております。  
 3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年6月26日開催の第142期定時株主総会において年額18,000千円以内と決議いただいております。  
 4. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額3,150千円（取締役（監査等委員を除く）2,930千円、取締役（監査等委員）220千円）を含んでおります。

### (4) 社外取締役に關する事項

#### ① 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役 (監 査 等 委 員)	伊 藤 誠 英	当事業年度開催の取締役会12回のうち7回、監査等委員会12回のうち7回に出席し、豊富な経営経験および知識から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 内 一 郎	当事業年度開催の取締役会12回のうち10回、監査等委員会12回のうち10回に出席し、豊富な経営経験および監査経験から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

#### ② 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼 職 内 容	当 該 他 の 法 人 等 と の 関 係
取 締 役 (監 査 等 委 員)	伊 藤 誠 英	VTホールディングス㈱	専 務 取 締 役 経 営 戦 略 本 部 長	当社の株主であります。
		㈱エムジーホーム	取 締 役	当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
		㈱ ト ラ ス ト	取 締 役	当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
		㈱ハウスフリーダム	監 査 役	当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
		㈱M I R A I Z	代 表 取 締 役 社 長	当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
		㈱アーキッシュギャラリー	代 表 取 締 役 社 長	当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
		エスシーアイ㈱	代 表 取 締 役 社 長	当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
		J-netレンタリース㈱	代 表 取 締 役 会 長	当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 内 一 郎	VTホールディングス㈱	常 務 取 締 役 管 理 部 長	当社の株主であります。
		㈱エムジーホーム	取 締 役	当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

ひびき監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

15,700千円

#### ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

15,700千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人からの必要書類の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人であるひびき監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の遂行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を次のとおり決議しております。

その内容は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - i. 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、当社諸規程に従って経営に関する重要事項を決定し、取締役の職務執行を監督しております。
  - ii. 代表取締役は、管理本部長を委員長とする内部統制委員会を設置しコンプライアンス体制、リスク管理体制の整備および問題点の把握に努めております。内部統制委員会の審議結果は取締役会に報告することとしております。
  - iii. 内部監査室は、取締役の執行する職務について法令、定款等に違反するもの、またはそのおそれがあるものを発見した場合は、直ちに取締役会、監査等委員会に報告するとともに、その調査を行い、取締役会、監査等委員会に報告することとしております。
  - iv. 内部通報規程により組織的または個人的な法令違反行為等に関する使用人からの相談または通報の適正な処理の仕組みを定め、また通報者を保護しており会社はこれを遵守することを規定しております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務の執行に係る情報については、法令および諸規程に従って適切に保存、管理および廃棄を行うこととしております。また、取締役がこれらを常時閲覧できる状態に管理しております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- i. 内部統制委員会は、全社のリスク管理を統括し、管理本部内の担当を通じて規程、マニュアル等を作成し、危険の発生の察知、対応のみならず防止を含めてその周知徹底を図ることとしております。
  - ii. 内部統制委員会は、損失の予知、発生に際しては、代表取締役、担当取締役、監査等委員会のほか関連する部門の責任者に直ちに報告をし、危機の拡大防止に努めるとともに、「対策本部」等の発足が決められた場合には、直ちにその設置を行い、事務局としてその運営を行うこととしております。
  - iii. 内部通報規程により組織的または個人的な法令違反行為等に関する使用者からの相談または通報の適正な処理の仕組みを定め、また通報者を保護しており会社はこれを遵守することを規定しております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会において、法令で定められた事項、経営基本方針、その他付議基準によって定められた事項を審議するほか経営戦略等、会社の重要事項を決定しております。
  - ii. 定例取締役会を月1回開催することを原則とし、法令に従った開催、報告のほか、適宜臨時にこれを開催しております。
  - iii. 取締役会の決定に基づく業務執行は諸規程に従って行われますが、業務執行を取締役が適時レビューし、改善を促すことを可能とする全社的な業務の効率化を実現するためのシステムを構築することとしております。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- i. 内部監査室は、監査状況につき代表取締役、担当監査等委員に報告するほか、使用人の職務の執行が法令および定款に適合しているか精査を行っております。
  - ii. 内部監査室にあっては、仕入、受注、生産状況、経理等通常業務について電子化データに常にアクセス可能な状態を確保し、常時チェックができる体制としております。

- ⑥ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i. 当社は、「関連会社管理規程」に基づき、子会社および関連会社（以下、子会社等という。）の適切な経営管理を行い、リスク情報の有無を監査しております。
  - ii. 内部監査室は子会社等の監査役、監査室と連携し、業務の適正を確保するために必要な意見を当社および子会社等に提案するとともに、適宜、当社取締役会においてこれを審議しております。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項および当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項および監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くこととしております。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒については、監査等委員会の事前の同意を得なければならないこととしており、使用人の指揮命令権は監査等委員会が有するものとしております。
- ⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制
- i. 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人は、法令、定款、当社諸規程、当決議のほか、会社に対する善管注意義務、忠実義務に従い、会社に著しい損害を及ぼす事項、経営状況の著しい変動、リスクの発生または予知、コンプライアンス上重要な事項を適宜、監査等委員会に対して報告することとしております。
  - ii. 内部監査室は、内部統制委員会と連携して情報を集約し、監査等委員会に対して法令違反、経営に影響を与えると推測されるリスクの発生は、これを直ちに報告することとしております。
  - iii. 内部監査室は、監査報告を代表取締役のほか、担当監査等委員にも適時提出することとしております。

- iv. 内部通報規程に従い、通報窓口、相談窓口、その他通報制度の関係者の関与など公正な通報処理に支障があると判断される場合には、通報者または通報処理組織の者は監査等委員会にその旨を報告することとしております。
  - v. 監査等委員会へ報告した者が、当該報告したことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人に周知徹底する。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i. 監査等委員会、会計監査人および内部監査室は、監査業務において連携を図り、効率のよい監査を実行できるよう取締役および使用人は支援することとしております。
  - ii. 監査等委員は、取締役会のほか、必要に応じて社内の重要な会議に出席して必要な報告を求めることができるものとしております。
- ⑩ 内部統制の運用状況について
- 当社グループは「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、次のとおり運用しております。
- i. 取締役の職務執行について  
当事業年度において定例取締役会12回開催し、重要事項について迅速な報告と意思決定を行っております。
  - ii. 監査等委員の職務執行について  
当事業年度において監査等委員会を12回開催しており、監査等委員会において定めた年間計画に基づき監査を行うとともに、取締役会等の重要な会議に出席し、代表者・各部門・関係会社等との話し合いや監査を実施し、内部監査室や会計監査人との調整も実施しております。
  - iii. 内部監査室の職務執行について  
内部監査室を設置し、内部監査年間計画に基づき、職務の執行状況、規程の運用状況を目的として内部監査を実施しております。また、実施報告書を作成し、業務改善事項の助言および勧告を行っております。

iv. 財務報告に関する内部統制について

「内部統制評価基本計画書」に基づき、金融商品取引法に基づく全社的な内部統制、決算財務プロセス統制および周到的な業務プロセスの統制について、整備状況および運用状況について有効性の評価を実施しております。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勧奨し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり1円といたしました。

なお、配当金支払開始日につきましては、2020年6月5日(金曜日)を予定しております。

## 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>6,371,039</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,606,647</b>
現金及び預金	1,725,301	支払手形及び買掛金	1,182,047
受取手形及び売掛金	2,269,444	短期借入金	778,035
電子記録債権	511,916	1年内返済予定の長期借入金	105,672
商品及び製品	777,547	リース債務	60,183
仕掛品	430,850	未払法人税等	27,298
原材料及び貯蔵品	511,096	賞与引当金	75,906
その他	147,974	その他	377,503
貸倒引当金	△3,091	<b>固定負債</b>	<b>2,093,319</b>
<b>固定資産</b>	<b>9,286,650</b>	長期借入金	146,392
<b>有形固定資産</b>	<b>8,428,793</b>	リース債務	165,417
建物及び構築物	1,680,608	繰延税金負債	153,095
機械装置及び運搬具	881,717	再評価に係る繰延税金負債	752,848
土地	5,436,805	退職給付に係る負債	504,348
リース資産	217,454	役員退職慰労引当金	34,710
その他	212,207	資産除去債務	89,324
<b>無形固定資産</b>	<b>77,541</b>	その他	247,182
のれん	47,265	<b>負債合計</b>	<b>4,699,966</b>
その他	30,275	<b>純資産の部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>780,315</b>	<b>株主資本</b>	<b>9,106,085</b>
投資有価証券	95,647	資本金	90,000
破産更生債権等	2,181	資本剰余金	6,433,020
繰延税金資産	340,707	利益剰余金	2,814,793
その他	372,926	自己株式	△231,728
貸倒引当金	△31,147	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,471,476</b>
<b>資産合計</b>	<b>15,657,689</b>	その他有価証券評価差額金	9,211
		土地再評価差額金	1,429,321
		為替換算調整勘定	32,942
		<b>非支配株主持分</b>	<b>380,160</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>10,957,722</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>15,657,689</b>

## 連結損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	金	額
売上高		9,526,526
売上原価		7,537,622
売上総利益		1,988,904
販売費及び一般管理費		1,603,327
営業利益		385,576
営業外収益		
受取利息	4,710	
受取配当金	1,673	
受取手数料	9,745	
その他	17,131	33,260
営業外費用		
支払利息	8,864	
減価償却費	1,820	
為替差損	1,483	
支払手数料	2,239	
その他	1,448	15,857
経常利益		402,979
特別利益		
固定資産売却益	849	
投資有価証券売却益	267	
保険差益	13,877	
負ののれん発生益	91,735	106,731
特別損失		
固定資産売却損	137	
固定資産除却損	13,396	
工場移転費用	16,516	30,049
税金等調整前当期純利益		479,661
法人税、住民税及び事業税	57,981	
法人税等調整額	64,916	122,898
当期純利益		356,762
非支配株主に帰属する当期純利益		11,669
親会社株主に帰属する当期純利益		345,093

## 連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2019年4月1日残高	90,000	6,433,020	2,608,251	△181,728	8,949,543
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△138,550		△138,550
親会社株主に帰属する当期純利益			345,093		345,093
自己株式の取得				△50,000	△50,000
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	206,542	△50,000	156,541
2020年3月31日残高	90,000	6,433,020	2,814,793	△231,728	9,106,085

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2019年4月1日残高	14,733	1,429,103	1,152	1,444,989	363,176	10,757,709
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△138,550
親会社株主に帰属する当期純利益						345,093
自己株式の取得						△50,000
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△5,521	218	31,790	26,487	16,984	43,471
連結会計年度中の変動額合計	△5,521	218	31,790	26,487	16,984	200,013
2020年3月31日残高	9,211	1,429,321	32,942	1,471,476	380,160	10,957,722

## 連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

2-1 連結範囲に関する事項

連結子会社の数… 7社

三陽工業㈱

㈱LADVIK

三陽電線加工㈱

㈱山添製作所

LADVIK (THAILAND) Co., LTD

YAMASHINA BANGKOK FASTENING Co., LTD

三陽工業有限公司

なお、当連結会計年度より、株式取得により㈱山添製作所を連結子会社としております。

非連結子会社の数… 2社

㈱Y'sアセットマネジメント

LADVIK (ASIA) Co., LTD.

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）、及び利益剰余金（持分に見合う額）等は連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2-2 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数… 2社

㈱Y'sアセットマネジメント

LADVIK (ASIA) Co., LTD.

持分法を適用していない非連結子会社は小規模会社であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用範囲から除外しております。

2-3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、LADVIK (THAILAND) Co., LTD及びYAMASHINA BANGKOK FASTENING Co., LTD、三陽工業有限公司の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

上記以外の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

## 2-4 会計方針に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法により評価しております。

#### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

##### (a) 製品、商品、仕掛品

主として移動平均法、ただし、連結子会社は総平均法により評価しております。

##### (b) その他

主として総平均法により評価しております。

### (2) 重要な固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、当社の建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は建物15年～38年、機械装置10年を使用しております。

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（但し、残価保証がある場合は当該金額）とする定額法を採用しております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末支給額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末に負担すべき退職給付の要支給額から年金資産を控除した額を計上しております。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

#### 3-1 担保に供している資産及び担保に係る債務

##### (1) 担保に供している資産

建	物	51,731千円
土	地	387,000千円

##### (2) 担保に係る債務

短	期	借	入	金	170,000千円								
1	年	内	返	済	予	定	の	長	期	借	入	金	43,992千円
長	期	借	入	金	7,332千円								

#### 3-2 資産に係る減価償却累計額

##### 有形固定資産の減価償却累計額

建	物	及	び	構	築	物	2,761,775千円		
機	械	装	置	及	び	運	搬	具	5,296,138千円
リ	ー	ス	資	産	264,222千円				
そ	の	他	732,378千円						

#### 3-3 当座貸越契約

当社グループは、資金調達の機動性を高めるため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入金未実行残高は、次のとおりであります。

当	座	貸	越	限	度	額	2,485,555千円
借	入	実	行	残	高	777,035千円	
差	引	高	1,708,520千円				

#### 3-4 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当社の事業用の土地について再評価を行っております。再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて算定しており、再評価差額のうち税効果相当額を固定負債の部に「再評価に係る繰延税金負債」として、その他の金額を純資産の部に「土地再評価差額金」として計上しております。

再評価を行った年月日	1999年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	26,439千円
当該事業用土地の再評価及び減損処理後の帳簿価額	2,208,609千円

また、当該事業用土地の2020年3月31日における時価の合計額は、再評価及び減損処理後の帳簿価額の合計額を514,456千円下回っております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

4-1 連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度期末
普通株式（株）	143,611,765	—	—	143,611,765

4-2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議日	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年5月8日 取締役会	普通株式	利益剰余金	138,550	1.0	2019年 3月31日	2019年 6月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議日	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年5月8日 取締役会	普通株式	利益剰余金	137,800	1.0	2020年 3月31日	2020年 6月5日

5. 金融商品に関する注記

5-1 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、流動性を確保し主に預貯金または安全性の高い金融商品、株式などの方法に限定しております。投資にあたっては、対象の流動性、信用性を勘案し、企業本来の目的を逸脱しない範囲に限定しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

## 5-2 金融商品の時価に関する事項

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,725,301	1,725,301	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,269,444	2,269,444	—
(3) 電子記録債権	511,916	511,916	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	71,030	71,030	—
資産計	4,577,692	4,577,692	—
(1) 支払手形及び買掛金	1,182,047	1,182,047	—
(2) 短期借入金	778,035	778,035	—
(3) 短期リース債務	60,183	60,183	—
(4) 長期借入金 (1年内返済予定含む)	252,064	252,151	87
(5) 長期リース債務	165,417	163,957	△1,459
負債計	2,437,747	2,436,375	△1,372

## ① 金融商品の時価算定の方法並びに有価証券に関する事項

## 資産

- (1) 現金及び預金 (2) 受取手形及び売掛金 (3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

## 負債

- (1) 支払手形及び買掛金 (2) 短期借入金 (3) 短期リース債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期借入金 (1年内返済予定含む) (5) 長期リース債務

これらの時価については、将来キャッシュ・フローの合計額を、新規に同様の借入または、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してあります。

## ② 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式等(連結貸借対照表計上額24,617千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産に関する事項

当社グループは、京都府その他の地域において、賃貸用不動産（土地を含む。）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（千円）			当連結会計年度末の時価 （千円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度期末残高	
2,791,347	△30,065	2,761,281	2,743,676

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として、入手しうる直近の固定資産税評価額を基礎に一定の指標に基づき自社で合理的に調整したものであります。

	賃貸収益（千円）	賃貸費用（千円）	差額（千円）	その他（千円） （売却損益等）
賃貸等不動産	265,949	117,074	148,875	—

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 76円76銭  
 (2) 1株当たり当期純利益 2円50銭

8. 企業結合等に関する注記

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社山添製作所

事業の内容 金属製品（ネジ）の製造・販売

②企業結合を行った主な理由

当社と同様に自動車部品をメインとするネジのメーカーである同社を子会社化することで、当社本社工場（京都市山科区）に集中していた生産拠点の分割も可能となり、BCPの観点からも有効的であるとともに、東日本の取引先への生産を行うことで物流コストの低減等も期待できます。今後の経営改善についても同業ということで取り組み易く、製造のみならず営業面や開発面においてもシナジー効果があるためであります。

③企業結合日

2019年6月30日

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤結合後企業の名称

変更はありません。

⑥取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率 0%

企業結合日に追加取得した議決権比率 100%

取得後の議決権比率 100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

(2)連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2019年7月1日から2020年3月31日まで

(3)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	500,000千円
<hr/>		
取得原価		500,000千円

(4)主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザリー業務等に対する報酬・手数料等 25,600千円

(5)発生したのれんの金額、発生要因、償却方法及び償却期間又は負ののれん発生益の金額及び発生要因

発生した負ののれん金額

91,735千円

発生した要因

被取得企業の企業結合時の時価純資産が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として計上しております。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債並びに主な内訳

流動資産	554,404千円
固定資産	759,757千円
資産合計	1,314,161千円
流動負債	269,154千円
固定負債	453,271千円
負債合計	722,425千円

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(ご参考)

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書の記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社 ヤマシナ  
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 洲崎 篤史 ⑩  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 武藤 元洋 ⑩  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤマシナの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマシナ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>2,660,936</b>	<b>流動負債</b>	<b>509,297</b>
現金及び預金	832,339	買掛金	244,264
受取手形	300,656	短期借入金	50,000
電子記録債権	203,851	リース債務	35,787
売掛金	498,200	未払金	35,727
商品及び製品	335,273	未払費用	37,824
仕掛品	94,806	未払法人税等	8,112
原材料及び貯蔵品	279,243	前受金	10,378
前払費用	8,411	預り金	4,250
関係会社短期貸付金	40,000	賞与引当金	24,178
その他	68,399	その他	58,774
貸倒引当金	△247	<b>固定負債</b>	<b>1,388,060</b>
<b>固定資産</b>	<b>8,558,902</b>	リース債務	122,361
<b>有形固定資産</b>	<b>5,997,182</b>	再評価に係る繰延税金負債	752,848
建物	945,151	退職給付引当金	404,008
構築物	64,852	役員退職慰労引当金	34,710
機械及び装置	349,136	その他	74,131
車両運搬具	5,637	<b>負債合計</b>	<b>1,897,357</b>
工具、器具及び備品	24,788	<b>純資産の部</b>	
土地	4,379,870	<b>株主資本</b>	<b>7,891,301</b>
リース資産	152,413	<b>資本金</b>	<b>90,000</b>
建設仮勘定	75,332	<b>資本剰余金</b>	<b>6,414,158</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>19,578</b>	資本準備金	1,178,670
ソフトウェア	15,908	その他資本剰余金	5,235,488
その他	3,670	<b>利益剰余金</b>	<b>1,618,872</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,542,141</b>	その他利益剰余金	1,618,872
投資有価証券	32,591	繰越利益剰余金	1,618,872
関係会社株式	1,993,197	<b>自己株式</b>	<b>△231,728</b>
破産更生債権等	1,094	<b>評価・換算差額等</b>	<b>1,431,179</b>
繰延税金資産	351,741	その他有価証券評価差額金	1,857
その他	186,017	土地再評価差額金	1,429,321
貸倒引当金	△22,500	<b>純資産合計</b>	<b>9,322,480</b>
<b>資産合計</b>	<b>11,219,838</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>11,219,838</b>

## 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	金	額
売 上 高		3,277,259
売 上 原 価		2,464,250
売 上 総 利 益		813,008
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		661,329
営 業 利 益		151,679
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,425	
受 取 配 当 金	3,775	
受 取 手 数 料	23,317	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	1,082	
そ の 他	14,619	45,220
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,443	
支 払 手 数 料	2,239	
減 価 償 却 費	1,820	
そ の 他	2,459	10,963
経 常 利 益		185,936
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	7	7
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	67	
固 定 資 産 除 却 損	4,439	4,507
税 引 前 当 期 純 利 益		181,436
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	8,453	
法 人 税 等 調 整 額	62,793	71,247
当 期 純 利 益		110,189

## 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
2019年4月1日残高	90,000	1,178,670	5,235,488	6,414,158
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-
2020年3月31日残高	90,000	1,178,670	5,235,488	6,414,158

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
	繰 越 利 益 剰 余 金			
2019年4月1日残高	1,647,233	1,647,233	△181,728	7,969,663
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	△138,550	△138,550		△138,550
当期純利益	110,189	110,189		110,189
自己株式の取得			△50,000	△50,000
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	△28,361	△28,361	△50,000	△78,362
2020年3月31日残高	1,618,872	1,618,872	△231,728	7,891,301

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
2019年4月1日残高	2,144	1,429,103	1,431,248	9,400,912
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△138,550
当期純利益				110,189
自己株式の取得				△50,000
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△287	218	△69	△69
事業年度中の変動額合計	△287	218	△69	△78,431
2020年3月31日残高	1,857	1,429,321	1,431,179	9,322,480

## 個別注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 2-1 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）により評価しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法により評価しております。

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(a) 製品、商品、仕掛品 : 移動平均法

(b) 原材料（主材料） : 移動平均法

(c) 貯蔵品（自製工具） : 先入先出法

(d) 同（仕入工具他） : 総平均法

#### 2-2 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は建物15年～38年、機械及び装置10年を使用しております。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（但し、残価保証がある場合は当該金額）とする定額法を採用しております。

## 2-3 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度末に負担すべき支給見込額を計上しております。

### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末に負担すべき退職給付の要支給額を計上しております。

### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

## 2-4 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 3. 貸借対照表に関する注記

#### 3-1 資産に係る減価償却累計額

##### 有形固定資産の減価償却累計額

建 物	1,040,559千円
構 築 物	188,896千円
機 械 及 び 装 置	1,760,530千円
車 両 運 搬 具	25,927千円
工具、器具及び備品	199,935千円
リ ー ス 資 産	123,293千円

#### 3-2 保証債務

子会社の金融機関からの借入金に対して、以下の債務保証を行っております。

(株)L A D V I K	550,000千円
三陽工業(株)	221,324千円
(株)山添製作所	200,740千円

#### 3-3 当座貸越契約

当社は、資金調達の機動性を高めるため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入金未実行残高は、次のとおりであります。

当 座 貸 越 限 度 額	700,000千円
借 入 実 行 残 高	50,000千円
差 引 高	<u>650,000千円</u>

#### 3-4 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短 期 金 銭 債 権	49,465千円
-------------	----------

#### 3-5 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地について再評価を行っております。再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて算定しており、再評価差額のうち税効果相当額を固定負債の部に「再評価に係る繰延税金負債」として、その他の金額を純資産の部に「土地再評価差額金」として計上しております。

再評価を行った年月日	1999年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	26,439千円
当該事業用土地の再評価及び減損処理後の帳簿価額	2,208,609千円

また、当該事業用土地の2020年3月31日における時価の合計額は、再評価及び減損処理後の帳簿価額の合計額を514,456千円下回っております。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	7,275千円
営業取引以外の取引	22,431千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度期末(株)
普通株式	5,060,803	750,620	—	5,811,423

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	4,932千円
賞与引当金	8,341千円
退職給付引当金	139,727千円
役員退職慰労引当金	11,974千円
減損損失	29,380千円
出資金	24,394千円
有形固定資産	4,204千円
税務上の繰越欠損金	219,913千円
その他	2,373千円

繰延税金資産小計 445,242千円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 —千円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △70,597千円

評価性引当額小計 △70,597千円

繰延税金資産合計 374,645千円

繰延税金負債

合併に伴う土地再評価益	△21,925千円
その他	△978千円

繰延税金負債合計 △22,904千円

繰延税金資産純額 351,741千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	三陽工業㈱	100,000	電線・ケーブルの製造・販売	(所有)直接100.0	役員の兼任	債務の保証 債務保証料 業務の受託	221,324 951 5,616	未収入金	73
子会社	㈱LADVIK	301,000	精密ばね部品・関連品の製造・販売	(所有)直接80.0	役員の兼任	債務の保証 債務保証料 業務の受託	550,000 2,248 7,956	未収入金	911
子会社	㈱山添製作所	10,000	金属製品事業	(所有)直接100.0	役員の兼任	材料の受託 購買 外注加工 債務の保証 債務保証料	33,978 1,827 200,740 657	立替金  未収入金	5,353  -

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

受託した業務は、管理業務及びコンサルティング業務であり、取引価格につきましては、業務内容を勘案して交渉の上決定しております。

債務保証については、金融機関からの借入につき、債務保証を行っているものであり、市場金利等を考慮した合理的な保証料を受領しております。

材料の受託購買及び外注加工については、一般の取引条件と同様に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 67円65銭  
(2) 1株当たり当期純利益 0円80銭

9. 企業結合等に関する注記

取得による企業結合

連結注記表「企業結合等に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(ご参考)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社 ヤマシナ  
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 洲崎 篤史 ⑩  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 武藤 元洋 ⑩  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤマシナの2019年4月1日から2020年3月31日までの第145期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第145期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務分担等に従い、会社の内部統制部門との連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人及び監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人及び監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

株式会社 ヤマシナ 監査等委員会

監査等委員(常勤) 堀内 美喜雄 ㊟

監 査 等 委 員 伊 藤 誠 英 ㊟

監 査 等 委 員 山 内 一 郎 ㊟

(注) 監査等委員 伊藤誠英氏及び山内一郎氏は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、すべての候補者について適任である旨の意見を得ています。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	ほり なお き 堀 直 樹 (1964年3月30日生)	1996年7月 ㈱ホンダベルノ東海入社 (現 V Tホールディングス㈱) 2000年10月 同社住宅事業部長 2003年4月 同社新規事業部長 2004年6月 ㈱ホンダベルノ東海取締役 2004年8月 同社代表取締役社長 2006年6月 V Tホールディングス㈱取締役管理部長 2006年8月 ㈱ホンダカーズ東海代表取締役副社長 2007年5月 当社顧問 2007年6月 当社代表取締役社長(現任)	87,918株
[取締役候補者とした理由] 堀直樹氏は、2007年6月に当社の代表取締役に就任して以来、企業経営者として豊富な経験と実績に基づく強いリーダーシップを発揮し、経営改革に尽力すると共に、当社グループを牽引してまいりました。これらのことから、同氏を適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としております。			
2	ふる かわ やす し 古 川 泰 司 (1963年5月24日生)	2007年11月 当社入社 2008年6月 当社経営管理部長 2009年4月 当社マーケティング本部長 2014年6月 当社取締役マーケティング本部長(現任)	10,057株
[取締役候補者とした理由] 古川泰司氏は、管理部門、営業部門の要職を歴任し、幅広い経験と知識を有しております。2014年6月から当社の取締役として、マーケティング部門担当の立場で積極的に意見・提言等を行っており、当社の企業価値の向上に貢献しております。これらのことから、同氏を適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	木村隆宣 (1968年6月21日生)	2009年9月 当社入社 2011年4月 当社経営管理部長 2014年6月 当社取締役管理本部長（現任）	26,678株
	[取締役候補者とした理由] 木村隆宣氏は、財務および会計に関する幅広い経験と知識を有しております。2014年6月から当社の取締役として、グループ全体の経営企画や経理・財務担当の立場で積極的に意見・提言等を行っており、当社の企業価値の向上に貢献しております。これらことから、同氏を適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としております。		
4	平本幸弘 (1963年3月8日生)	1989年12月 当社入社 2007年1月 当社製造部長 2017年4月 当社品質保証部長 2017年10月 当社品質保証部長兼生産管理部長 2018年6月 当社取締役生産本部長（現任）	7,333株
	[取締役候補者とした理由] 平本幸弘氏は、製造部門および品質保証部門を歴任し、幅広い経験と知識を有しております。2018年6月から当社の取締役として、製造部門の責任者としてリーダーシップを発揮し、製造部門担当の立場で積極的に意見・提言等を行っており、当社の企業価値の向上に貢献しております。これらことから、同氏を適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としております。		

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
ながはし あきゆき 長橋 章之 (1965年9月7日生)	1986年4月 当社入社 2007年7月 当社総合企画次長 2018年8月 当社内部監査室長（現任）	15,723株

[監査等委員である取締役候補者とした理由]  
長橋章之氏は、これまでの総合企画部門、内部監査室の経験と知識を活かして当社の業務執行を適正に監査いただくため、監査等委員である取締役候補者としております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 長橋章之は新任の監査等委員である取締役候補者であります。  
3. 候補者との責任限定契約について

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）として期待された役割を十分に発揮できるよう、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、取締役との間で当該責任限定契約を締結しております。長橋章之氏が、取締役に就任した場合には、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、100万円以上であらかじめ定められた金額または法令が規定する額のいずれか高い額を限度としております。

### 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。また、候補者からは、監査等委員である取締役が任期中に退任し、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠く場合に、監査等委員である取締役に就任する旨の承諾を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
とよ だ ゆき のり 豊田幸宣 (1963年9月2日)	2007年7月 VTホールディングス㈱入社 2007年12月 同社内部監査室長(現任) 2013年6月 当社監査役	一株
[補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由] 豊田幸宣氏は、これまでの経理業務、監査役経験の知識を、監査等委員である取締役に就任された場合に当社の管理体制に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。		

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 豊田幸宣氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

なお、当社は豊田幸宣氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

3. 豊田幸宣氏との責任限定契約について

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)として期待された役割を充分に発揮できるよう、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、取締役との間で当該責任限定契約を締結しております。豊田幸宣氏が、取締役に就任した場合には、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。

・取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、100万円以上であらかじめ定められた金額または法令が規定する額のいずれか高い額を限度としております。

### 第4号議案 退任監査等委員である取締役に対する退職慰労金贈呈の件

監査等委員である取締役堀内美喜雄氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査役在任期間分を含めて監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

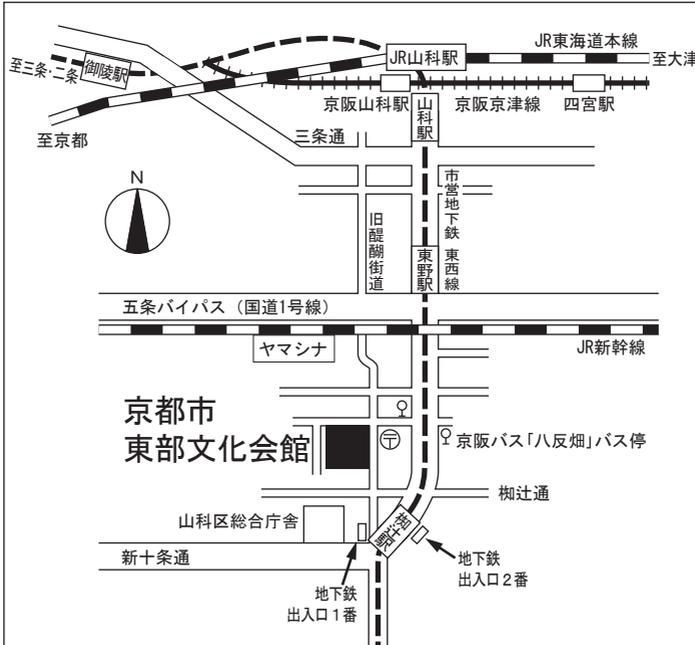
上記退任監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
ほり うち み き お 堀内美喜雄	2013年6月 当社監査役 2017年6月 当社取締役(常勤監査等委員)(現任)

以上

# 株主総会会場ご案内図

<会場> 京都市山科区柳辻西浦町1の8  
京都市東部文化会館1階「創造活動室」



## 交通機関

- 地下鉄東西線  
柳辻駅下車1番出口より徒歩5分
- 京阪バス  
山科駅(1番のりば)方面より  
②② ②②A  
六地藏方面より  
②② ②②A  
八反畑下車(徒歩2分)

※ 駐車場の準備はいたしていませんので、あしからずご了承くださいませようお願い申し上げます。